男鹿市告示第99号

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示を次 のように定める。

令和5年8月28日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示 男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(令和3年男鹿市告示第3 6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(第1号事業に係る支給費)	(第1号事業に係る支給費)
第8条 (略)	第8条(略)
(第1号事業に係る支給費の額の特	
<u>例)</u>	
第8条の2 災害その他特別な事情が	
<u>あることにより必要な費用を負担す</u>	
<u>ることが困難であると認めるとき</u>	
は、利用者の申請により、第1号事	
業支給費の額の特例を決定すること	
ができる。	
2 第1号事業支給費の額の特例に関	
する基準及び手続は、男鹿市介護保	
<u> </u>	
第 15 号) の規定を準用する。	
3 法第 60 条に規定する介護予防サー	
<u>ビス費等の額の特例を受けている居</u>	
宅要支援被保険者は、第1号事業支	
給費の額の特例を決定されたものと	
みなす。	
(利用料等)	(利用料等)
第9条 (略)	第9条 (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。